

平成27年度

補助金名：甌島水産加工活性化事業

評価表

NO.

30

所管部課名	農林水産部 林務水産課							
事務事業名	甌島水産加工活性化事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、甌島活性化交付金事業実施要綱、甌島水産加工活性化事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成27年度 予算額	1,900 千円	国県支出金 950 千円	その他 千円	一般財源 950 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	甌島産ブランド化のための計画作成		年4回	平成28年度				
成果指標②	加工センターの売上額		165,000千円	平成28年度				
補助対象者	甌島水産加工活性化協議会（鹿児島県、薩摩川内市、県漁連、甌島漁協で構成）							
補助対象経費	旅費、役務費、需要費、委託費、使用料及び賃借料							
補助対象事業・活動の内容	・雇用機会の創出と漁家の所得向上 ・水産加工品の販路開拓 ・新商品の開発							
補助金額又は補助率	1,900千円 国：1／3 市：1／3 分類 ☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
上記項目の積算方法	2,850千円×2／3							
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	収入	自己資金	0		1,466,220	38.8%	1,239,510	42.2%
		会費収入			1,466,220	38.8%	1,239,498	42.2%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%	12	0.0%
		市補助金			2,310,000	61.2%	1,700,000	57.8%
					0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）			0.0%		0.0%	
		計	0		3,776,220	100.0%	2,939,510	100.0%
	支出	事業費			3,465,000	91.8%	2,782,110	94.6%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費			311,220	8.2%	157,400	5.4%
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
					0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%	
		計	0		3,776,220	100.0%	2,939,510	100.0%
	支出計/前年度支出計						77.8%	
自己資金/前年度自己資金						84.5%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				年4回		年4回		
成果指標の推移②				90,566千円		76,850千円		
特記すべき事項等	【前回評価】なし（平成25年度創設） ・島内漁港で水揚げした魚介類に付加価値を与え、甌島ブランドの水産加工品として生産・販売することで漁家の所得向上を図る。 ・平成25年度～平成27年度までの事業計画であり、平成28年度以降は甌島漁協の新たな取組みとして自立的な運営が求められている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	漁家の所得向上が見込めることで、島内経済の活性化につながるため。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	近年の不漁、燃油高騰及び魚価の低迷などによる漁家の所得低下を解消するための取組みであり、漁協への補助は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	水産加工品の生産・売上げの伸びが材料となる魚介類の消費につながり、魚価の向上も見込める。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甌島漁協が販路開拓等の知識や経験に乏しいことから、協議会により広く意見を求めながら、生産・販売体制の構築を図りたい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要綱の補助基準を満たしている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	甌島水産加工活性化協議会への補助は、販路開拓等の協議に要する経費のみであり、妥当な補助である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該補助事業については、甌島地域の水産振興に寄与するもので、公益性は十分にある。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業は国庫補助事業の政策メニューの一つとして、広く活用されており、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	本事業は国庫補助事業の政策メニューの一つとして、広く活用されており、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☒ 廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	《上記方向の理由》 3年期限の事業計画であり、3年目の平成27年度までには、水産加工品の販売先を開拓し、これらの成果の下に、4年目以降は甌島漁協が販売実績の拡大に向けて積極的に取り組む予定である。		《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

甌島水産加工活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる甌島水産加工活性化事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 甌島水産物のブランド化や特産品の研究開発、市場調査、販路の開拓、特産品のPR等に関するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

2 補助金に係る補助事業者等は、甌島水産加工活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、協議会が水産物のブランド化や特産品の研究開発、市場調査、販路の開拓、特産品のPR等に必要と認める経費のうち、事業費の旅費、役務費、委託費等に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日までとする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、協議会に対し、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(効果の測定)

第7条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、目標年度の翌年度において、甌島水産加工センターの売り上げを用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

